

(9) 隣接校種の免許状を取得する方法（別表第8）

幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を有する者が、隣接する学校種の教諭の普通免許状を取得する方法です。

なお、取得できる免許状は当該学校教諭の二種免許状（高等学校教諭の場合は一種免許状）です。

また、最低在職年数に、各表に定める「施行規則第18条の2の表備考第4号に規定する学校での在職年数」を加える場合には、その在職年数1年につき3単位ずつ（加えない場合の合計単位数の半数までを限度とする。）、修得すべき単位数が減ぜられます。（免許法別表第8、施行規則第18条の2の表備考第4号）

① 幼稚園教諭二種免許状

有することを必要とする免許状	最低在職年数 ※1	最低在職年数に加える施行規則第18条の2の表備考第4号に規定する学校での在職年数 ※2	最低修得単位数 ※3	
			保育内容の指導法に関する科目	計
小学校教諭 普通免許状	3年	0年	6	6
		1年	3	3

【最低在職年数】

- ※1 小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）又は幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む）の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭又は講師（幼稚園の場合は幼保連携型認定こども園の主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師を含む。）として良好な成績で勤務した年数である。※助教諭として勤務した年数は除く。
 注：在職年数の算定については、必ず108頁「在職年数の算定方法及び実務成績証明書について」を確認すること。

【最低在職年数に加える施行規則第18条の2の表備考第4号に規定する学校での在職年数】

- ※2 平成28年4月1日以降に、幼稚園、特別支援学校の幼稚部又は幼保連携型認定こども園の教員として勤務した年数である。ただし、小学校教諭普通免許状を**取得した後の**年数に限る。※助教諭として勤務した年数を含むことができる。

【最低修得単位数】

- ※3 小学校教諭普通免許状を**取得した後**に、大学の認定課程や認定講習等において修得するものとする。なお、認定講習の単位を利用する場合は、別表第8に対応した講座かどうかを事前に主催者又は文部科学省のHPで確認すること。

② 小学校教諭二種免許状（別表第8）

有することを必要とする免許状	最低在職年数	最低在職年数に加える施行規則第18条の2の表備考第4号に規定する学校での在職年数 ※3	最低修得単位数 ※4				計
			各教科の指導法に関する科目 ※5	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目			
				道徳の理論及び指導法	生徒指導の理論及び方法	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	
幼稚園教諭 普通免許状	3年 ※1	0年	10	1	2	※6	13
		1年	7	1	2	※6	10
		2年	5	1	1	※6	7
中学校教諭 普通免許状	3年 ※2	0年	10		2	※6	12
		1年	7		2	※6	9
		2年	5		1	※6	6

【最低在職年数】

※1 幼稚園教諭普通免許状を有する場合

幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）又は小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭又は講師（幼保連携型認定こども園の主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師を含む。）として良好な成績で勤務した年数である。※助教諭として勤務した年数は除く。

※2 中学校教諭普通免許状を有する場合

中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）又は小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭又は講師として良好な成績で勤務した年数である。※助教諭として勤務した年数は除く。

注：在職年数の算定については、必ず108頁「在職年数の算定方法及び実務成績証明書について」を確認すること。

【最低在職年数に加える施行規則第18条の2の表備考第4号に規定する学校での在職年数】

※3 平成28年4月1日以降に、小学校、小学校併設型中学校、義務教育学校（前期課程・後期課程）又は特別支援学校の小学部において、助教諭、特別非常勤講師等として勤務した年数である。ただし、有することを必要とする免許状を**取得した後の**勤務年数に限る。※助教諭として勤務した年数を含めることができる。

【最低修得単位数】

※4 有することを必要とする免許状を**取得した後に**、大学の認定課程や認定講習等において修得するものとする。なお、認定講習の単位を利用する場合は、別表第8に対応した講座かどうかを事前に主催者又は文部科学省のHPで確認すること。

※5 『各教科の指導法に関する科目』

(1) 最低修得単位数に応じて、修得する教科数を選択するものとする。

(2) 修得する教科は、**国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）**から修得するものとし、幼稚園教諭普通免許状を有する場合にあっては**生活**を、中学校教諭普通免許状を有する場合にあってはその免許教科に相当する教科を**除いて**選択するものとする。

(例) 国語及び社会の中学校教諭普通免許状を有する者が、国語又は社会の教科の指導法の単位を修得しても、表に定める最低修得単位数としては認められない。

「各教科の指導法に関する科目」の最低修得単位数	修得する「各教科の指導法に関する科目」の教科数	修得方法
10	5	それぞれ2単位以上
7	4	3以上の教科について、それぞれ2単位以上
	5	2以上の教科について、それぞれ2単位以上
	6	1以上の教科について、2単位以上
	7	それぞれ1単位以上
5	3	2以上の教科について、それぞれ2単位以上
	4	1以上の教科について、2単位以上
	5	それぞれ1単位以上

※6 『道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目』のうち、『**生徒指導の理論及び方法**』、『**教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)**の理論及び方法』及び『**進路指導及びキャリア教育の理論及び方法**』は最低修得単位数に関わらず、全ての事項を含んで修得すること。

③ 中学校教諭二種免許状（別表第8）

高等学校教諭普通免許状を基礎とする場合、授与を受けることができる免許状の教科は**同一免許教科**に限る。ただし、高等学校の「地理歴史」又は「公民」を有する場合は中学校の「社会」、高等学校の「情報」又は「工業」を有する場合は中学校の「技術」とする。

有することを必要とする免許状	最低在職年数	最低在職年数に加える施行規則第18条の2の表備考第4号に規定する学校での在職年数 ※3	最低修得単位数 ※4						大学が独自に定める科目 ※8	計
			教科に関する専門的事項に関する科目 ※5	各教科の指導法に関する科目 ※6	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目					
					道徳の理論及び指導法	生徒指導の理論及び方法	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
小学校教諭普通免許状	3年 ※1	0年	10	2			2	※7		14
		1年	7	2			2	※7		11
		2年	5	1			2	※7		8
		3年	5	1			1	※7		7
高等学校教諭普通免許状	3年 ※2	0年		2	1		2	※7	4	9
		1年		1	1		1	※7	3	6
		2年		1	1		1	※7	2	5

【最低在職年数】

※1 小学校教諭普通免許状を有する場合

小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）又は中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭又は講師として良好な成績で勤務した年数である。※助教諭として勤務した年数は除く。

※2 高等学校教諭普通免許状を有する場合

高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）又は中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭又は講師として良好な成績で勤務した年数である。※助教諭として勤務した年数は除く。

注：在職年数の算定については、必ず108頁「在職年数の算定方法及び実務成績証明書について」を確認すること。

【最低在職年数に加える施行規則第18条の2の表備考第4号に規定する学校での在職年数】

※3 平成28年4月1日以降に、中学校併設型小学校、中学校、義務教育学校（前期課程・後期課程）、中学校併設型高等学校、中等教育学校（前期課程・後期課程）又は特別支援学校の中学部において、助教諭、特別非常勤講師等として勤務した年数とし、教授した教科は問わないものとする。ただし、有することを必要とする免許状を**取得した後の**勤務年数に限る。※助教諭として勤務した年数を含めることができる。

【最低修得単位数】

- ※4 有することを必要とする免許状を**取得した後**に、大学の認定課程や認定講習等において修得するものとする。なお、認定講習の単位を利用する場合は、別表第8に対応した講座かどうかを事前に主催者又は文部科学省のHPで確認すること。
- ※5 『教科に関する専門的事項に関する科目』は、次ページの中学校の教科に関する科目において、授与を受けようとする免許教科に応じ、それぞれ1単位以上、**一般的包括的内容を含むように修得すること。**
- ※6 『各教科の指導法に関する科目』
授与を受けようとする免許教科の指導法の単位を修得するものとする。
- ※7 『道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目』のうち、『**生徒指導の理論及び方法**』、『**教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法**』及び『**進路指導及びキャリア教育の理論及び方法**』は最低修得単位数に関わらず、全ての事項を含んで修得すること。
- ※8 『大学が独自に設定する科目』
『教科及び教科の指導法に関する科目』、『教育の基礎的理解に関する科目』、『道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目』、『教育実践に関する科目』、大学が加えるこれらに準ずる科目又は指定大学が加える科目を修得するものとする。
注：国語、社会、理科、美術又は技術の授与を受けようとする場合には、次の表に定める教科に関する専門的事項に関する科目の単位を必ず含めるものとする。

授与を受けようとする免許教科	修得を要する「教科に関する専門的事項に関する科目」	修得を要する単位数	
		最低修得単位数が4又は3単位の場合	最低修得単位数が2単位の場合
国語	書道（書写を中心とする。）	1単位	
社会	地理歴史の免許状を有する場合 「法律学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学」	それぞれ1単位以上	【科目群数】2科目群以上 それぞれ1単位以上
	公民の免許状を有する場合 日本史・外国史 地理学（地誌を含む。）	それぞれ1単位以上	
理科	物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験	1単位以上	
美術	工芸	1単位	
技術	材料加工（実習を含む。） 生物育成	それぞれ1単位以上	

中学校の教科に関する専門的事項に関する科目

教科	教科に関する専門的事項	教科	教科に関する専門的事項
国語	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	技術	材料加工(実習を含む。)
	国文学(国文学史を含む。)		機械・電気(実習を含む。)
	漢文学		生物育成
	書道(書写を中心とする。)		情報とコンピュータ
社会	日本史・外国史	家庭	家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)
	地理学(地誌を含む。)		被服学(被服実習を含む。)
	「法律学、政治学」		食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。)
	「社会学、経済学」		住居学
	「哲学、倫理学、宗教学」		保育学
数学	代数学	職業	産業概説
	幾何学		職業指導
	解析学		「農業、工業、商業、水産」
	「確率論、統計学」	職業指導	「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」
	コンピュータ		職業指導
			職業指導の技術
理科	物理学	英語	職業指導の運営管理
	化学		英語学
	生物学		英語文学
	地学		英語コミュニケーション
	物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験		異文化理解
音楽	ソルフェージュ	宗教	宗教学
	声楽(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。)		宗教史
	器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)		「教理学、哲学」
	指揮法	備考	
	音楽理論・作曲法(編曲法を含む。) ・音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)		
美術	絵画(映像メディア表現を含む。)		1 教科に関する専門的事項は、 一般的包括的内容を含むものでなければならない。
	彫刻		2 英語以外の外国語の免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする。
	デザイン(映像メディア表現を含む。)		3 「」内に示された事項は、当該事項の中から1以上について単位を修得すること。
	工芸		なお、「農業、工業、商業、水産」の修得方法は、これらの科目のうち2以上の科目(商船をもって水産と読み替えることができる。)についてそれぞれ2単位以上を修得するものとする。
	美術理論・美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)		
保健 体育	体育実技		
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。)		
	生理学(運動生理学を含む。)		
	衛生学・公衆衛生学		
	学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)		
保健	生理学・栄養学		
	衛生学・公衆衛生学		
	学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)		

④高等学校教諭一種免許状（別表第8）

授与を受けることができる免許状の教科は、同一免許教科に限る。ただし、中学校の「社会」を有する場合は高等学校の「地理歴史」又は「公民」、中学校の「技術」を有する場合は高等学校の「情報」又は「工業」とする。

有することを必要とする免許状	最低在職年数 ※1	最低在職年数に加える施行規則第18条の2の表備考第4号に規定する学校での在職年数 ※2	最低修得単位数 ※3				大学が独自に設定する科目 ※6	計
			各教科の指導法に関する科目 ※4	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目				
				生徒指導の理論及び方法	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
中学校教諭普通免許状(二種免許状を除く。)	3年	0年	2	2 ※5			8	12
		1年	1	2 ※5			6	9
		2年	1	1 ※5			4	6

【最低在職年数】

※1 中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭又は講師として良好な成績で勤務した年数である。※助教諭として勤務した年数は除く。

注：在職年数の算定については、必ず108頁「在職年数の算定方法及び実務成績証明書について」を確認すること。

【最低在職年数に加える施行規則第18条の2の表備考第4号に規定する学校での在職年数】

※2 平成28年4月1日以降に、高等学校併設型中学校、高等学校、中等教育学校（前期課程・後期課程）又は特別支援学校の高等部において、助教諭、特別非常勤講師等として勤務した年数とし、教授した教科は問わないものとする。ただし、中学校教諭普通免許状（専修免許状又は一種免許状）を取得した後の勤務年数に限る。※助教諭として勤務した年数を含めることができる。

【最低修得単位数】

※3 中学校教諭普通免許状（専修免許状又は一種免許状に限る。）を**取得した後に**、大学の認定課程や認定講習等において修得するものとする。なお、認定講習の単位を利用する場合は、別表第8に対応した講座かどうかを事前に主催者又は文部科学省のHPで確認すること。

※4 『各教科の指導法に関する科目』

授与を受けようとする免許教科の指導法の単位を修得するものとする。

※5 『道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目』のうち、『**生徒指導の理論及び方法**』、『**教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法**』及び『**進路指導及びキャリア教育の理論及び方法**』は最低修得単位数に関わらず、全ての事項を含んで修得すること。

※6 『大学が独自に設定する科目』

『教科及び教科の指導法に関する科目』、『教育の基礎的 理解に関する科目』、『道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目』、『教育実践に関する科目』、大学が加えるこれらに準ずる科目又は指定大学が加える科目を修得するものとする。

注：地理歴史、公民、情報、工業の授与を受けようとする場合には、次の表に定める教科に関する専門的事項に関する科目の単位を必ず含めるものとする。

授与を受けようとする免許教科	修得を要する「教科に関する専門的事項に関する科目」	修得を要する単位数
地理歴史	日本史 外国史 人文地理学・自然地理学 地誌	【科目数】1科目以上 合計1単位以上
公民	「法律学（国際法を含む。）」「政治学（国際政治を含む。）」 「社会学、経済学（国際経済を含む。）」 「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	【科目群数】1科目群以上 合計1単位以上
情報	情報システム 情報通信ネットワーク マルチメディア表現・マルチメディア技術	それぞれ1単位以上
工業	工業の関係科目 職業指導	それぞれ2単位以上